

一般財団法人日本看護学教育評価機構

個人情報の保護に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法という。）をはじめとする個人情報に関する法令その他の規範に基づき、一般財団法人日本看護学教育評価機構（以下、「機構」という。）における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定め、評価事業の公正な実施および機構の適正・円滑な運営を行い、個人情報に関する権利と利益の保護に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

1) 個人情報

個人情報保護法第2条1項に規定する個人情報をいう。

2) 個人情報データベース等

個人情報保護法第2条4項に規定する個人情報データベース等をいう。

3) 個人データ

個人情報保護法第2条6項に規定する個人データをいう。

4) 保有個人データ

個人情報保護法第2条7項に規定する保有個人データをいう。

(責務)

第3条 機構は、個人情報保護の重要性を十分に認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利や利益の侵害の防止に関し、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 機構の役員および職員並びに機構の業務に従事している者は、この規程ならびに関連法令を遵守するとともに、職務上知り得た個人情報を漏えいし、又は不正に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(管理責任者)

第4条 個人情報の適正な管理および保護を図るため、統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は、理事長があたり、個人情報保護のための業務について統括的責任と権限を有する。

(利用目的の特定)

第5条 機構は、個人情報の取扱いにあたっては、機構の業務の遂行上必要な範囲内で、その利用目的を可能な限り特定しなければならない。

2 機構は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはいけない。この場合において、関連性の有無の判断は、統括管理責任者が行う。

(個人情報の取得の制限)

第6条 個人情報の取得は、適正かつ公正な手段により行わなければならない。

2 個人情報は、次に掲げる場合を除き、本人から直接取得する。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公表されているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (5) その他、本人以外の者から収集することに、相当の理由があるとき。

(利用目的の通知等)

第7条 機構は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 機構は、利用目的を変更した場合、変更された利用目的を本人に通知するか、又は公表しなければならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し又は公表することにより、本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れのある場合。
- (2) 利用目的を本人に通知し又は公表することにより、機構の権利または正当な利益を害する恐れのある場合。
- (3) 国等の機関が、法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合で、利用目的を本人に通知し又は公表することにより、当該事務の遂行に支障をきたす恐れのある場合。
- (4) 取得の状況から判断して、利用目的が明らかであると認められる場合。

(利用目的による制限)

第8条 第5条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ本人の同意を得る。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 個人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (3) その他、利用し又は提供することに、相当の理由があるとき。

(第三者提供の制限)

第9条 個人データを第三者に提供するときは、あらかじめ本人の同意を得る。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 個人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (3) その他、利用し又は提供することに、相当の理由があるとき。

(個人データの適正管理)

第10条 個人データは、定められた目的の範囲内で、常に正確、安全かつ最新のものとして保有されなければならない。

- 2 個人データは、漏えい、毀損、改ざん、滅失の防止その他の適切な管理を行うために必要な措置が講じられなければならない。
- 3 不必要となった個人データは、確実かつ迅速に廃棄又は消去されなければならない。

(取扱い等の委託)

第11条 機構は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- 2 前項の場合においては、当該委託に係る契約書類等に、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、委託の内容または性質により、記載する必要がないと認められる事項については、この限りではない。

(1) 委託先において、その従業者に対し当該個人データの取扱いを通じて知り得た個人データを漏らし、又は盗用してはならないこと。

(2) 当該個人データの取扱いの再委託を行うにあたっては、機構へその旨を文書によって報告すること。

(3) 委託契約期間。

(4) 利用目的達成後の個人データの返却又は委託先における廃棄若しくは削除を適切かつ確実に行うこと。

(5) 委託先における個人データの加工（委託契約の範囲内のものを除く。）、改ざん等の禁止又は制限。

(6) 委託先における個人データ情報の複写又は複製（安全管理上必要なバックアップを目的とするもの等委託契約範囲内のものを除く。）の禁止。

(7) 委託先において個人データの漏えい等の事故が発生した場合における機構への報告義務。

(8) 委託先において個人データの漏えい等の事故が発生した場合における委託先の責任。

(利用目的の通知の請求)

第12条 個人情報の本人から、保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、書面により速やかに通知する。

- 2 前項で利用目的を通知しない旨を決定したときは、速やかに個人情報の本人にその旨を書面により通知する。

(情報の開示の請求)

第13条 個人情報の本人から、保有個人データの開示を求められた場合は、本人であることを確認した上で、次の場合を除き、当該保有個人データを書面又は本人の同意する方法により開示する。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産等の権利利益を害する恐れのある場合。

(2) 機構の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れのある場合。

(3) 他の法令に違反することとなる場合。

- 2 開示を求められた保有個人データの全部または一部について、開示しない旨の判断をしたときまたは、当該保有個人データが存在しないときは、個人情報の本人に対し、遅滞なくその旨を書面により通知する。

(情報内容の訂正・追加・削除の請求)

第14条 個人情報の本人から、保有個人データの内容が事実でないことを根拠に内容の訂正、追加又は削除を求められた場合は、利用目的の達成に必要な範囲内で調査した結果に基づいて措置を決定する。

- 2 前項で訂正を措置したとき又は措置をしない旨を決定したときは、速やかに個人情報の本人にその旨を書面により通知する。

(情報の利用停止・消去の請求)

第15条 個人情報の本人から、保有個人データについて、目的外の利用あるいは不正な手段による取得を理由に利用の停止又は消去を求められた場合は、必要な調査の結果に基づいて措置を決定する。

- 2 個人情報の本人から、保有個人データについて本人の同意なく第三者に提供されたことを理由に第三者への提供の停止を求められた場合で、相当の理由があることが判明したときは直ちにこれに応じる。
- 3 前2項で当該保有個人データの利用の停止、消去若しくは第三者への提供の停止の措置をしたとき、又は措置をしないことを決定したときは、速やかに個人情報の本人にその旨を書面により通知する。

(理由の説明)

第16条 保有個人データについて、個人情報の本人からの請求による利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加・削除、利用停止・消去、第三者への提供の停止の措置をしないとき、又はその措置をしない旨の判断をした場合は、個人情報の本人に対してその理由を説明する。

(苦情の処理)

第17条 機構は、個人情報の取扱いに対する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(漏えい等の事実の通知)

第18条 機構の役員および職員並びに機構の業務に従事している者により、保有あるいは取扱いを委託している個人情報の漏えいがあった場合は、速やかに統括管理責任者に報告するとともに、漏えいの内容を個人情報の本人に通知する。

(改正)

第19条 この規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則

1. この規程は、2019年8月23日から施行する。
2. この規程の改正は、2020年5月29日から施行する。